

静岡市条例第7号

静岡市治水交流資料館条例

(設置)

第1条 静岡市は、治水事業に対する市民の理解を深め、もって市民の防災意識の向上を図るため、次の施設を設置する。

名称	位置
静岡市治水交流資料館	静岡市駿河区大谷二丁目24番11号

(施設)

第2条 静岡市治水交流資料館（以下「資料館」という。）は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 展示フロア
- (2) 多目的スペース
- (3) 前2号に掲げる施設に附帯する施設

(事業)

第3条 資料館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 巴川その他の河川及びその流域の治水事業及び自然環境（以下「治水事業等」という。）に関する資料の展示に関すること。
- (2) 治水事業等に関する学習及び交流の場の提供に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業

(開館時間等)

第4条 資料館の開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、同項の開館時間後においても、午後9時までの間に限り、多目的スペースを利用させることができる。

(休館日)

第5条 資料館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 月曜日（当日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の最初の休日以外の日）
- (2) 12月27日から翌年の1月4日までの日

(利用者の範囲)

第6条 多目的スペースを利用することができる者は、治水事業等に関する学習又は交流のための活動を行う者であって、市長が適当であると認めるものとする。

(利用の許可)

第7条 多目的スペースを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可の際、管理上必要な条件を付けることができる。

(利用の不許可)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、多目的スペースの利用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 資料館の管理上支障があると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、その利用を適当でないと認めるとき。

(利用目的の変更等の禁止)

第9条 利用者は、利用の目的を市長の許可を受けないで変更し、又は利用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用の許可の取消し等)

第10条 市長は、第7条第1項の規定による許可を受けた者（以下「利用者」という。）の申出による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可の条件を変更し、又は利用を停止し、若しくは利用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第7条第2項の規定による条件に違反したとき。
- (3) 第8条各号に掲げる事由が生じたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が必要があると認めるとき。

(入館の制限)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、資料館への入館を拒否し、又は資料館からの退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 資料館の管理上支障があると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が必要があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、多目的スペースの利用が終わったとき、又は第10条の規定により利用の許

可を取り消され、若しくは前条の規定により退館を命ぜられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第13条 資料館の施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成21年規則第55条で、規則で定める日を平成21年4月29日とした。)

附 則

この条例は、平成24年10月6日から施行する。